

平成14年度第5回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成14年8月28日(水)
13:30~16:30
全県総連厚生会館(5階大会議室)



開会の挨拶 (澤田基盤整備部参事)

残余年数が1年未満の箇所の取り扱いについて

事務局提案 今後の審議においては、残余年数が1年未満の箇所は資料の簡素化(プレゼンテーション機器は使用しない)を図りたい。

委員会意見 事務局提案のとおり了解する。

議 事

1 議事概要書署名委員の指名

・委員長より、小坂良治委員、森川正昭委員、山口軍治委員を署名委員として指名。

2 再評価実施個所の詳細説明及び審議

(1) 農業農村整備事業

・再評価箇所 県営土地改良施設整備事業
(中濃地区)

・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

Q) 付帯工改修3箇所とは何か。

A) 幹線から各支線への分水施設の改修です。

Q) 既存の用水路の耐用年数はどの程度なのか。

A) 場所打コンクリートであり、30年~40年として考えています。

Q) 施設は設置後30年経過しているのか。

A) 既存の施設は、昭和23年~41年の間に施工されており、最初に施工された部分においては、30年以上を経過しており、老朽化の著しいものから順次改修しております。

Q) 延長は2,837mで、全体事業費588百万円と説明を受けたが、1m当りどの程度の金額になるのか。

A) 断面の大きさや、付帯工等を除いた単純な計算で、1m当り20万円程度となります。

Q) 用地買収はあるのか。

A) 断面は同じですので基本的には敷地内で収まりますが、一部で補償がありました。

Q) 事業実施率49.5%、進捗率60.9%であるが、完了の見通しはどうか。

A) 残事業費は2億円弱となっており、集落部の工事は完了し、比較的工事を行い易い部分が残っています。また、予算確保の面においても目途が立っています。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承

する。

・再評価箇所 県営中山間活性化ふれあい支援農道整備事業
(奥飛騨地区)

・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

Q) 農道の設計の考え方、計画水準の考え方を教えて欲しい。

(2車線計画の基準、歩道の設置基準)

A) 農道の設計基準は、2車線あるものについては、基本的に道路構造令に基づいて計画しています。(B/Cにより特例を使うかどうかを決める。)

歩道設置は児童交通、歩行者の通行が想定される場合に設置している。

Q) 残工事箇所は、工事費のかかるところだが、残りの事業期間で完了するのか。

A) 予算を確保して、目標の平成17年度には完了する様にしたい。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

・再評価箇所 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
(神岡地区)

・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

Q) 事業名の農林漁業用揮発油税財源身替とはどういう意味なのか、また、県では、どの程度の事業を行っているのか。

A) 農林漁業用の機械が使用する揮発油税を財源として、財源を免除する身替わりに農業振興のために、農道整備を行う事業だからです。

また、この事業は省略して農免農道と呼んでおり、農道事業では広域・農免・一般の3事業ありますが、広域は一つの営農団地計画のなかの幹線道路、農免は農村地域の幹線道路として、現在20億円程度、8地区で事業を行っております。

Q) 漁業の場合は、港湾整備を行うのか。

A) 当県では、海が無く港湾事業を行っておりませんので、詳しくは判りませんが、概ねそうだろうと思います。

Q) 先ほどの農道の計画は、車道幅員が3mで、この農道では2.75mと車道幅員が違うのは何故か。

A) 車道幅員は、計画交通量などにより2.75mと3mを決定しています。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

・再評価箇所 県営ふるさと農道緊急整備事業
(美並地区)

・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

質疑なし。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

・再評価箇所 県営ふるさと農道緊急整備事業
(高山・清見地区)

・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

Q) 9月に開催される全国和牛能力共進会のアクセス道路として現在、整備している農道は利用出来るのか。また、中部縦貫道は全国和牛能力共進会のアクセス道路として利用出来るのか。

A) 全国和牛能力共進会開催時は5日で25万人が集まると聞いており、開催時にはシャトルバスの運行を考えていると聞いております。

農道の未改良部分(5mの箇所)は一方通行になります。

中部縦貫道は飛騨清見インターまで出来ており、供用開始はしていませんが、シャトルバス等の駐車場として利用できると聞いております。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 県営かんがい排水事業
(各務地区) (曾代地区)
- ・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

Q) 同じような事業内容であるのに、費用対効果の数値が大きく異なっているのは何故か。

A) 維持管理費が主な妥当投資額となりますが、曾代用水は、開削工法により施工されたトンネルであり、国道156号の下を通過していることから、安全の確保等による維持管理が高くなるためです。

Q) 断面は同じなのか。

A) 両施設とも形は馬蹄形であり、各務用水の断面は幅2.38m、高さ2m程度、流量5.8m³/s、曾代用水の断面は幅3.25m、高さ2.4~2.5m、流量9.15m³/sであり、曾代用水の方が大きくなっています。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 県営農村環境整備事業(水環境整備型)
(山田地区)
- ・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

Q) 植栽1式について、当初計画に入っていなかったのか。

植栽は実施していないのか。

A) 植栽は全部やめた訳ではなく、一部植栽施工箇所について見直しを行った。施工した箇所もあり、施工していない箇所もある。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 県営土地改良総合整備事業
(大野北部地区)
- ・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

Q) 受益者負担金はどうなのか。

A) 国が45%、県が27.5%、地元負担が27.5%となっており、道路と排水路については町が全額負担し、用水改良については5%の農家負担となっています。

Q) 農道は舗装を行うのか。

A) 幹線となる幅6mの農道は舗装を行い、以外の農道は砂利道です。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 県営防災ダム事業
(宮川地区)
- ・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

Q) 耐用年数は30年位のものなのか。

このようなダムは多いと思うが。

A) 5年に1回、定期的にダムの診断を行い、安全かどうかを点検している。土のダムであり痩せ衰えることがあるので補修を行うものです。

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

- ・再評価箇所 県営ふるさと農道緊急整備事業

(萩原中央地区)

・説明者 野村民尾農地整備課長

<審議内容>

質疑なし

<審議結果>

再評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針の案を了承する。

3 審議内容とりまとめ

本日審議した再評価箇所11件については、事業主体の対応方針の案を了承する。

【農業農村整備事業】

「県営土地改良施設整備事業：中濃地区」	… 継続
「県営中山間活性化ふれあい支援農道整備事業：奥飛騨地区」	… 継続
「県営農林漁業用揮発油税身替農道整備事業：神岡地区」	… 継続
「県営ふるさと農道緊急整備事業：美並地区」	… 継続
「県営ふるさと農道緊急整備事業：高山・清見地区」	… 継続
「県営かんがい排水事業：各務地区」	… 継続
「県営かんがい排水事業：曾代地区」	… 継続
「県営農村環境整備事業（水環境整備型）：山田地区」	… 継続
「県営土地改良総合整備事業：大野北部地区」	… 継続
「県営防災ダム事業：宮川地区」	… 継続
「県営ふるさと農道緊急整備事業：萩原中央地区」	… 継続

閉会の挨拶 (鈴木経営管理部工事検査長)